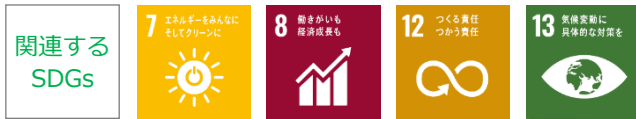


《基本目標5》脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり



【現状と課題】

①省エネルギーの推進

私たちの日常生活や経済活動は、エネルギー消費の上に成り立っていると言っても過言ではありません。日常生活においては、家電製品の利用や自動車等交通機関の利用など、経済活動においては、製品の製造や原材料の輸送など、そして、それ以外の様々な活動にも、エネルギーを必要としているためです。

しかし、私たちの国はエネルギー資源に乏しく、エネルギー自給率は過去最低の6.3%（平成26（2014）年度）からは上昇したものの、13.3%（令和3（2021）年度）と、今もそのほとんどを海外からの輸入に頼っています。

同時に、私たちの国を含めた世界全体で使用しているほとんどが化石燃料であり、その埋蔵量には限りがあります。また、化石燃料を大量に消費した結果、過度の二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されています。

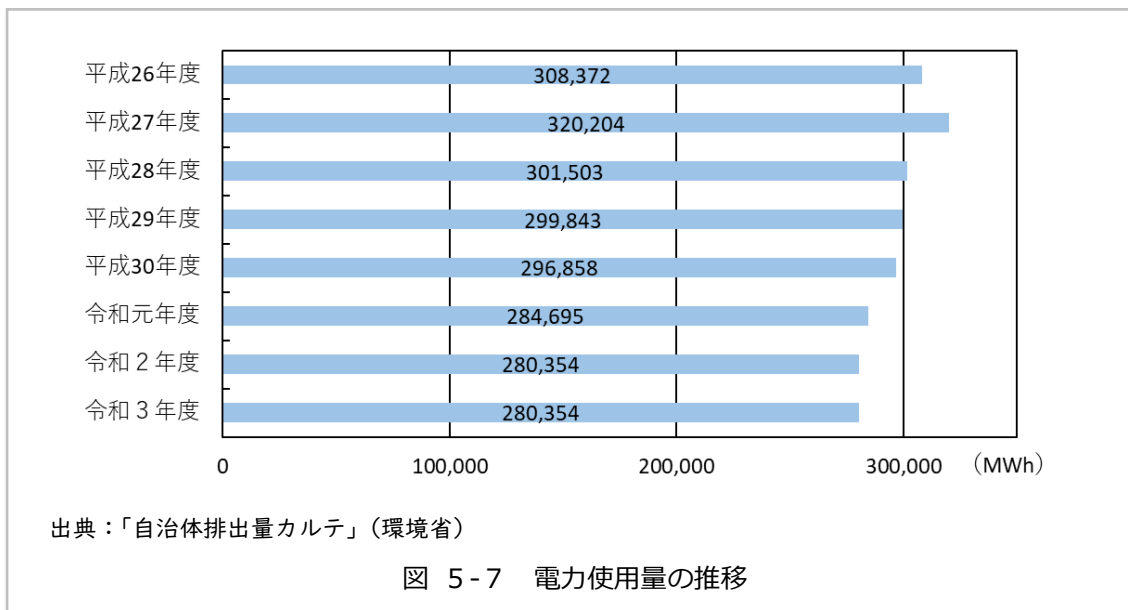
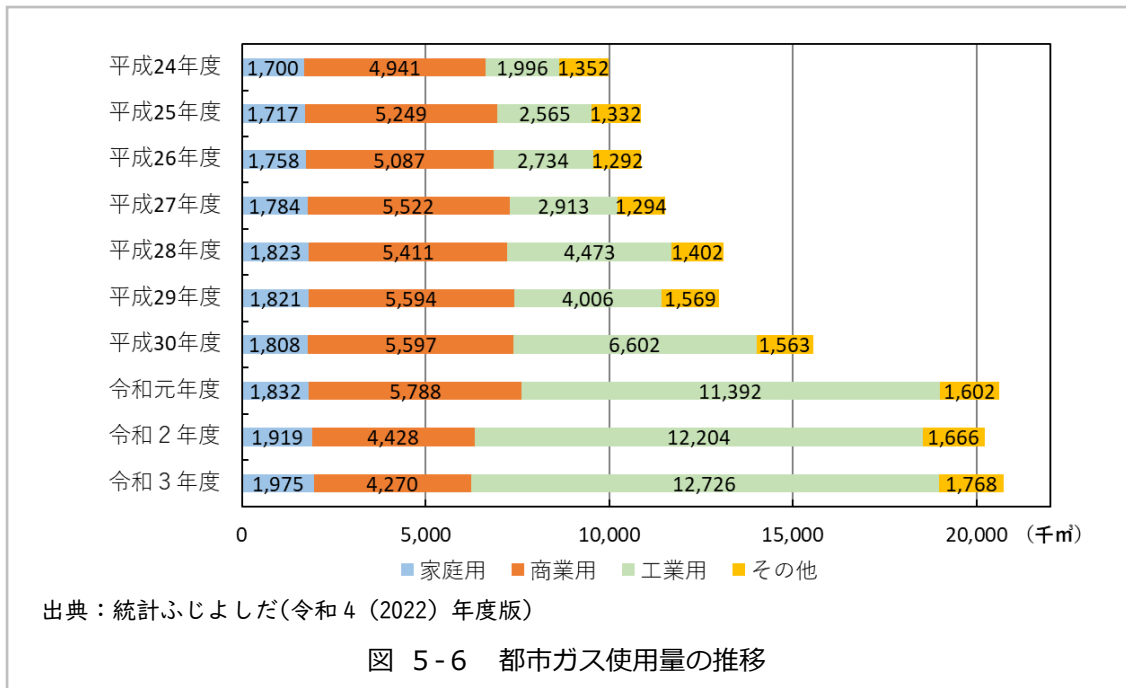
図 5-6 に本市における都市ガス使用量の推移を示します。家庭用及び工業用に使用される都市ガスの量は増加傾向、商業用及びその他の使用は減少傾向、全体の消費量としては増加傾向にあります。また、図 5-7 に本市における電力使用量の推移を示します。平成26（2014）年以降はやや減少傾向にありますが、化石燃料の枯渇問題、温室効果ガス排出量の低減においてさらなる省エネルギーに取り組むことが必要になってきます。

本市は省エネの取り組みとして、ソフト面では市役所庁内でのクールビズ、休憩時スイッチオフによる節電等、ハード面では新たに建築する公共施設について建築物省エネ法³¹における省エネ基準を満たす水準で整備を実施するとともに、新築・改修時には、サッシ建具や躯体の断熱を行う外皮性能の向上や照明器具のLED化などを行っています。しかしながら、多くの公共施設において、建て替えや長寿命化等の対応が必要となる中でのZEB³²化は、財政的な負担が大きな課題となっています。

また、民間施設のZEH、ZEB化についても積極的な取り組みが求められている状況の中、有効性の周知や財政的な負担が課題となっています。

³¹ 建築物省エネ法：「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年7月8日公布）。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。令和4年6月17日公布の改正建築物省エネ法により、省エネ基準適合義務の対象拡大等、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などが講じられた。

³² ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）。環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、ビルにおける一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにするビル（ZEB）。



②再生可能エネルギーの利用促進

深刻化する化石燃料枯渇問題や地球温暖化問題等に対処するため、本市は平成18(2006)年度に富士吉田市地域新エネルギービジョン³³を策定(平成27(2015)年度改定)し、本市の地域特性にあった新エネルギーの導入を検討しました。その結果、太陽エネルギー、木質バイオマス³⁴の順にエネルギー賦存量³⁵が多く、特に、地域特性、賦存量、導入コスト、ランニングコスト、

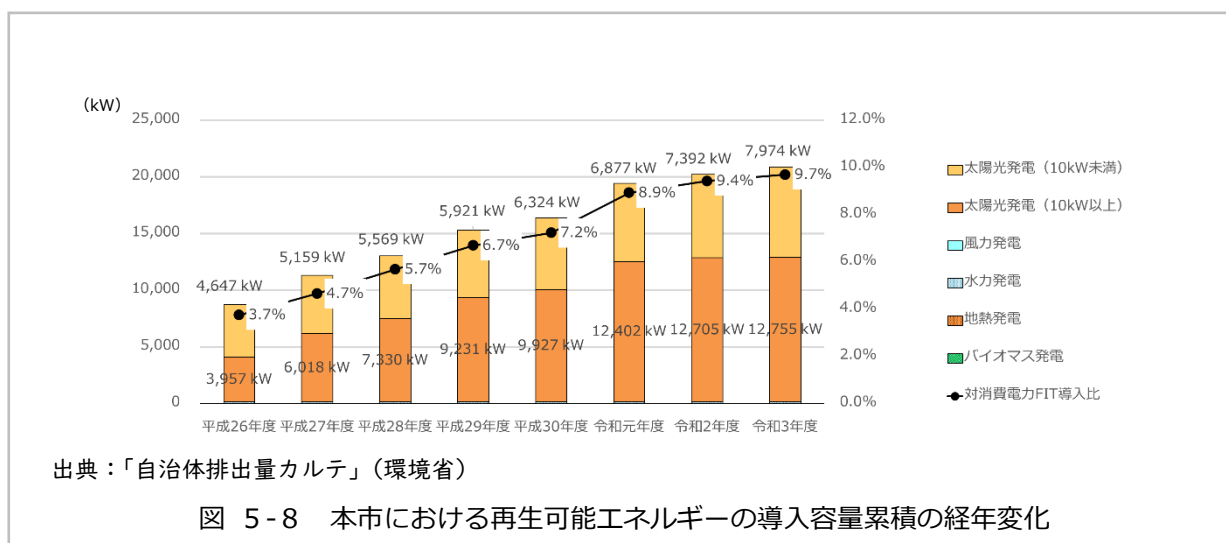
³³ 地域新エネルギービジョン：地域の新エネルギーに係る基礎データ(新エネルギーの賦存量の分析)の収集を行い、これをもとに地域全般に亘る新エネルギーの導入・普及のための基本方針、地域特性を活かしたテーマの設定、ビジョンの推進体制等について検討したものの。

³⁴ バイオマス：生物資源(バイオ)の量(マス)であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスという。また、そのような資源から作られるエネルギーや燃料を指す場合もある。

³⁵ 賦存量：利用の可否に関係なく理論的に算出する潜在的なエネルギー量。

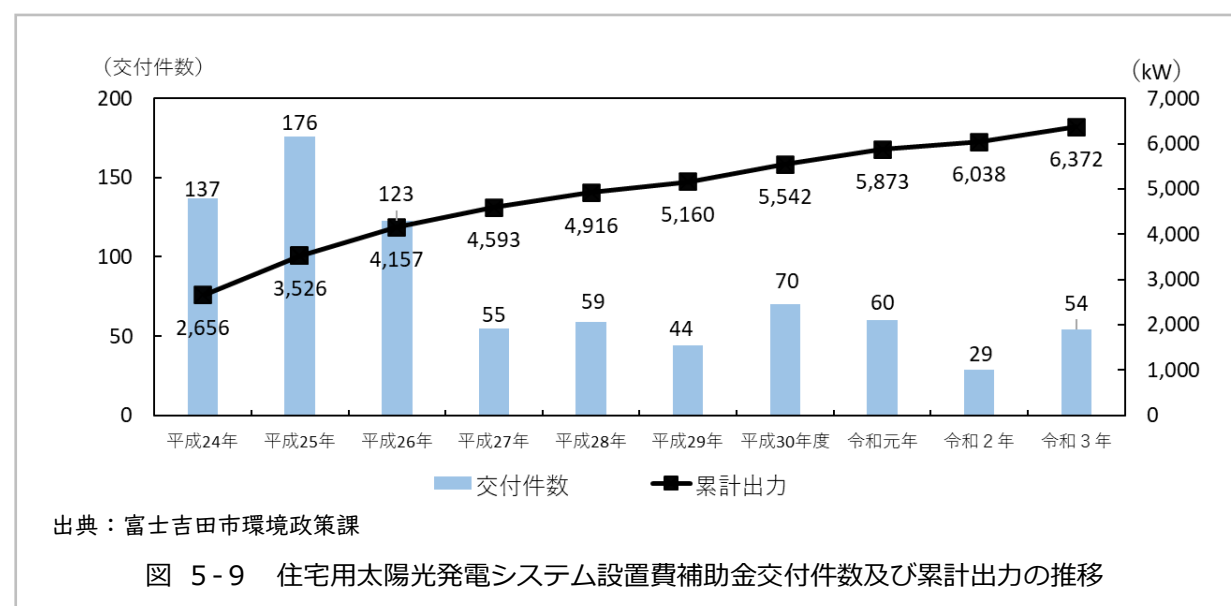
維持管理、技術水準、市民の意識調査結果の面から、太陽エネルギーは導入の可能性が高いとしています。

本市における再生可能エネルギーの導入容量は、図 5-8 に示すとおり年々増加しており太陽光発電（10kW 以上）が 12,755kW、太陽光発電（10kW 未満）が 7,974kW となっています。



これまで、本市は太陽光発電システム及びペレットストーブの設置補助金制度の継続実施、公共施設への太陽光発電システム、木質ペレットボイラー及びペレットストーブの導入等を推進してきました。また、定置型蓄電池の需要が高まっていることからこの設置に対する補助制度も開始しました。図 5-9 に太陽光発電システム設置費補助金交付件数及び累計出力の推移を示します。平成 26（2014）年までは交付件数が 100 件を超えていましたが、それ以降は 50 件前後で推移しています。これまでの累計出力は約 6,372kW となっています。

また、これまでに本市の補助制度を活用した住宅用定置用リチウムイオン蓄電システムの累計設置件数は 37 件、太陽熱温水器は 166 件、ペレットストーブは 77 件の導入がなされました（いずれも令和 4（2022）年 3 月末現在）。



③地球温暖化対策の推進

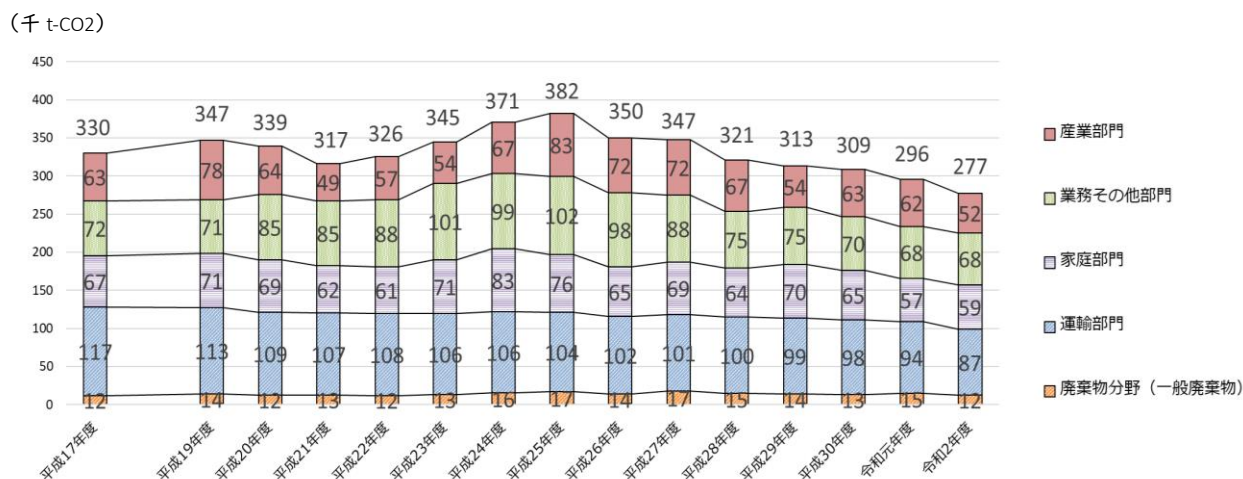
現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等、地球規模での様々な環境問題が発生しています。これは、長期にわたる人類の経済活動・日常活動に起因するものであり、私たち一人ひとりの行動に密接にかかわっている問題です。地球温暖化と人類活動の影響の関係については疑う余地がないことも明らかとなりました³⁶。

平成 27 (2015) 年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標が国際的に広く共有され、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC (国連の気候変動に関する政府間パネル) の特別報告書では、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されました。これを受け、我が国においても令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラル(脱炭素社会)を実現することが法的に定められるとともに、令和 12 (2030) 年度において、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことが中期目標として示されました。

これまで本市では富士吉田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、本市の事務事業において発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。図 5-10 に示すとおり、本市全体での CO₂ 排出量は令和 2 (2020) 年度において 277 千 t-CO₂ となっており、基準年(平成 25 (2013) 年度)比 27%削減となっています。令和 3 (2021) 年 2 月には「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

また、豊かな森林資源を活用して建築物の木質化を図ることによって、地球温暖化防止につながる炭素固定の効果と森林整備の促進につなげることができます。

自然豊かな富士吉田のまちを次世代に引き継ぐためにも、温室効果ガスの排出実質ゼロの実現に向け市民、事業者、市及び滞在者が一体となって取り組みを進めていくことが今後よりいっそう求められています。



出典:「自治体排出量カルテ」(環境省)

図 5-10 本市における温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化

³⁶ 2021 年 8 月 9 日公表の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1作業部会(WGI)による第6次評価報告書(AR6)において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と表現された。

④脱炭素ツーリズムの促進

世界文化遺産である富士山を擁し、本市は国内のみならず海外からも訪れる観光客が多いという特徴があります。コロナ禍により、令和 2（2020）年以降、本市の観光入込客数は大幅に落ち込みましたが、令和 5（2023）年現在、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、インバウンド³⁷需要も回復し、今後は更なる観光客の増加が期待されています。しかし、観光客の増加によりオーバーツーリズムの問題も発生しています。本市においても、その影響によるゴミや CO₂ 排出量の増加などの問題は取り組まなければいけない課題となっています。そこで、サステナブルツーリズム³⁸の取り組みが世界的に注目されています。この取り組みを推進し、観光産業と自然環境及び生活環境の保全との両立を図っていく必要があります。

国際的には、令和 3（2021）年に行われた第 26 回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）の中で、観光分野における気候変動対策としてグラスゴー宣言が発表されました。同宣言では、観光産業における CO₂ 排出量を令和 12（2030）年までに半減、令和 32（2050）年までに実質ゼロにすることを掲げています。

富士山は自然環境、水、歴史文化等サステナブルとの親和性が高い一方、旅行者の増加はこれらの環境への負荷が高まることでもあることから、本市の地域資源も活用しながら、吉田口登山道の自然、環境、景観、文化などの普遍的な価値を守り、麓の街から登る富士山を推奨し、自動運転 EV バスの富士スバルラインへの社会実装など、環境への負荷のかからない産業への転換により持続可能な観光産業の振興に取り組んでいく必要があります。



³⁷ インバウンド：「インバウンドツーリズム」の略。外国人の訪日旅行、また、訪日旅行者のこと。

³⁸ サステナブル・ツーリズム：訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光（国連世界観光機関（UNWTO）による）

【施策の体系】

基本目標 5「脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

5 脱炭素に向けたゼロカーボンシティ実現のまちづくり

■施策の基本方向

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの利用促進
- ③地球温暖化対策の推進
- ④脱炭素ツーリズムの促進

【各主体の役割】

①省エネルギーの推進



施策の基本方向①「省エネルギーの推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
省エネルギーの推進	市民	家庭での節電等、省エネルギーを心がけましょう。
		節電型、節水型など、省エネルギー型製品の使用を心がけましょう。
		カーテンやブラインドの活用を心がけましょう。
		車の買い替えの際は、低公害車の導入を心がけましょう。
		家を建てる際は、省エネ基準やZEH ³⁹ を検討しましょう。
		外出の際は、公共交通機関を積極的に活用しましょう。
	事業者	事業所での節電等、省エネルギーに取り組みましょう。
		節電型、節水型など、省エネルギー型製品の利用・開発・製造・販売に努めましょう。
		事業所等の整備の際は、省エネ基準やZEBに配慮した設計としましょう。
		社有車の適正使用、低公害車の導入を進めましょう。
		共同輸送等による、製品用の輸送の効率化を進めましょう。
	市	庁内での節電等、省エネルギーを推進します。
		省エネルギーに対する意識の高揚を図ります。
		公共施設等の整備の際は、省エネ基準やZEBに適合した設計を推進します。
		公用車へのEV等の導入を図ります。
		EV普及のための施策を検討します。

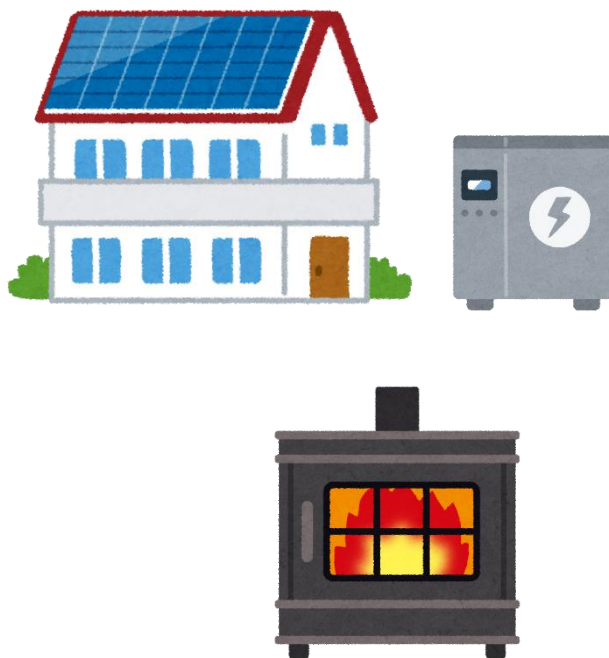
³⁹ ZEH（ゼッチ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

②再生可能エネルギーの利用促進



施策の基本方向②「再生可能エネルギーの利用促進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
再生可能エネルギーの利用促進	市民	太陽熱利用や太陽光発電など、再生可能エネルギーを利用しましょう。
	事業者	太陽熱利用や太陽光発電、廃熱利用、コージェネレーションシステム ⁴⁰ など、再生可能エネルギーや新エネルギーを利用した設備を導入しましょう。
	市	蓄電池設置補助金制度を継続します。
		住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を継続します。
		木質ペレットストーブ設置費等補助金制度を継続します。
		公共施設に太陽光発電の設置を推進します。
		公共施設における再生可能エネルギーの導入を図ります。
		ごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用します。
		公共施設の整備の際は、再生可能エネルギー等の利用を推進します。
		森林関係機関と連携を図り、木質バイオマス資源の利用について推進します。



⁴⁰ コージェネレーションシステム：1つの燃料から電気と熱という2つの異なるエネルギーを同時に発生させ、利用すること。具体例としては、エンジン、ガスタービンなどを用いて発電を行い、電気エネルギーを得ると同時に、発生する廃熱を回収して、熱エネルギーとして冷暖房や給湯を行うこと。

施策の基本方向③「地球温暖化対策の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
地球温暖化対策の推進	市民	環境家計簿を活用し、地球温暖化防止活動に取り組みましょう
		グリーン購入 ⁴¹ を心がけましょう。
		地球環境保全に関するイベントに参加しましょう。
		ノンフロン製品を利用しましょう。
		森林保護のため、紙の使用量を削減しましょう。
		森林保護のため、古紙製品の利用や古紙回収に協力しましょう。
	事業者	グリーン購入を心がけましょう。
		地球環境保全に関するイベントに参加しましょう。
		ノンフロン製品の利用・開発・製造・販売に努めましょう。
		森林保護のため、紙の使用量を削減しましょう。
		森林保護のため、古紙製品の利用や古紙回収に協力しましょう。
	市	公共事業等において地球環境に配慮した製品を利用します。
		フロン回収・ノンフロン製品利用を啓発します。
		森林保護のため、紙の使用量を削減します。
		森林保護のため、古紙の回収や古紙製品の利用を促進します。
		公共建築物の木質化に努めます。
		クールビズ ⁴² 、ウォームビズを促進します。
		地球温暖化防止活動に対する理解の促進に努めます。

⁴¹ グリーン購入：製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

⁴² クールビズ：冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

施策の基本方向④「脱炭素ツーリズムの促進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
脱炭素ツーリズムの促進	市民	観光等で来市する人々と交流を図り、自然環境の保全への協力を呼びかけるなど、地域での環境保全活動を推進しましょう。
		旅行の際は、水や食品、宿のアメニティグッズなどのロス削減を意識しましょう。
		旅行の際は、温室効果ガス削減に努める旅館やホテルを利用しましょう。
		旅行の際は、環境に優しい交通手段を選びましょう。
	事業者	水や食品、宿のアメニティグッズなど環境に配慮した資材を選びましょう。
		太陽光発電や木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用しましょう。
		環境負荷の低いサービスの提供を意識しましょう。
		建築物への断熱改修、ZEB適合など建築物のエネルギー性能を高めましょう。
	市	観光施設の省エネ・再エネ活用による脱炭素化を図ります。
		関係機関との連携・情報共有等により脱炭素型の観光産業の振興を図ります。
		サステナブルツーリズムを推進します。
		富士スバルラインへの自動運転EVバスの運行を目指します。
		吉田口登山道の復興による麓から登る富士山を推奨します。
	滞在者	水や食品、宿のアメニティグッズなどのロス削減を意識しましょう。
		温室効果ガス削減に努める旅館やホテルを利用しましょう。
		環境に優しい交通手段を選びましょう。
		地元の住民に配慮（ゴミ、交通渋滞、騒音など）しましょう。



《基本目標6》ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

①4Rの推進

『4R(フォーアール)』とは

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・ Refuse (リフューズ : 断る) | 不要なものを断る |
| ・ Reduce (リデュース : 減らす) | ごみとなるものを減らす |
| ・ Reuse (リユース : 再利用) | 何度でも繰り返して使う |
| ・ Recycle (リサイクル : 再生利用) | 資源として再生する |

私たちの社会は、自然界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費し、不要となったものを自然界へ大量に廃棄することで成り立っています。

しかし、大量生産・大量廃棄の社会経済活動は地球上の有効な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害し、環境への負荷を増大させることとなります。

そのため、私たちは自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質と量を自然環境が許容できる範囲に抑え、持続可能な活動が行われ、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指しています。

平成30(2018)年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画⁴³では、①持続可能な社会づくりとの統合的取り組み、②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、④適正処理の更なる推進と環境再生、⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進、⑦循環分野における基盤整備の7項目を政策の新たな柱としています。

本市は、循環型社会を構築するため、「断る・減らす・再使用する・再利用する」の4R⁴⁴活動を推進し、ごみの有料化、レジ袋の辞退、過剰包装の自粛、生ごみの堆肥化、粗大ごみ等の再使用、学校給食の廃食油の再資源化、リサイクルステーションの整備等の取り組みを行ってきました。さらなる4Rの推進とともに環境教育・環境学習の機会を創出していきます。

表5-8に直近10年間における容器包装廃棄物の回収量を示します。令和4(2022)年度には436tの容器包装廃棄物を回収しています。容器包装廃棄物は家庭から発生するごみの約6割(容積比)を占めているため、このような回収活動が廃棄物の減容化・再資源化につながります。

ごみの減量化・再資源化のため、本市は、市内6ヶ所に設置されているリサイクルステーションでの回収の他、自治会単位の集団回収、小中学校での回収等による資源物回収の呼びかけを行

⁴³ 循環型社会形成推進基本計画：循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。

⁴⁴ 4R(フォーアール)：Refuse、Reduce、Reuse、Recycleの頭文字をとった言葉。Reduce(ごみの発生抑制)、Reuse(再利用)、Recycle(ごみの再生利用)の優先順位をもって廃棄物の削減に取り組むのが良いという3R(スリーアール)の考え方にRefuse(ごみになるものを買わない)を加える。

い、容器包装リサイクル法⁴⁵に係る廃棄物を回収しています。今後リサイクルステーションの拡充等により資源物回収をさらに推進するためにはリサイクルステーション用地の確保等の課題に対応していく必要があります。

また、家電、自動車、パソコン等のリサイクルについては新たなリサイクル制度の啓発を行ってきており、現在はある程度の定着が見られています。

表 5-8 容器包装リサイクル法に係る廃棄物回収量一覧（単位：t）

	無色ガラス容器	茶色ガラス容器	その他ガラス容器	ペットボトル	紙製容器梱包	プラスチック製梱包容器	白色トレイ	合計
平成 25（2013）年	194	206	83	31	7	3	1	525
平成 26（2014）年	200	209	93	20	4	2	1	528
平成 27（2015）年	196	204	86	17	2	2	1	509
平成 28（2016）年	207	203	90	17	3	2	1	522
平成 29（2017）年	192	194	94	15	3	2	1	499
平成 30（2018）年	176	182	89	25	4	2	0	478
令和元（2019）年	191	184	94	46	4	2	0	521
令和 2（2020）年	184	181	85	28	3	2	0	483
令和 3（2021）年	175	172	85	30	5	3	1	472
令和 4（2022）年	163	159	78	30	4	2	0	436

出典：富士吉田市環境美化センター

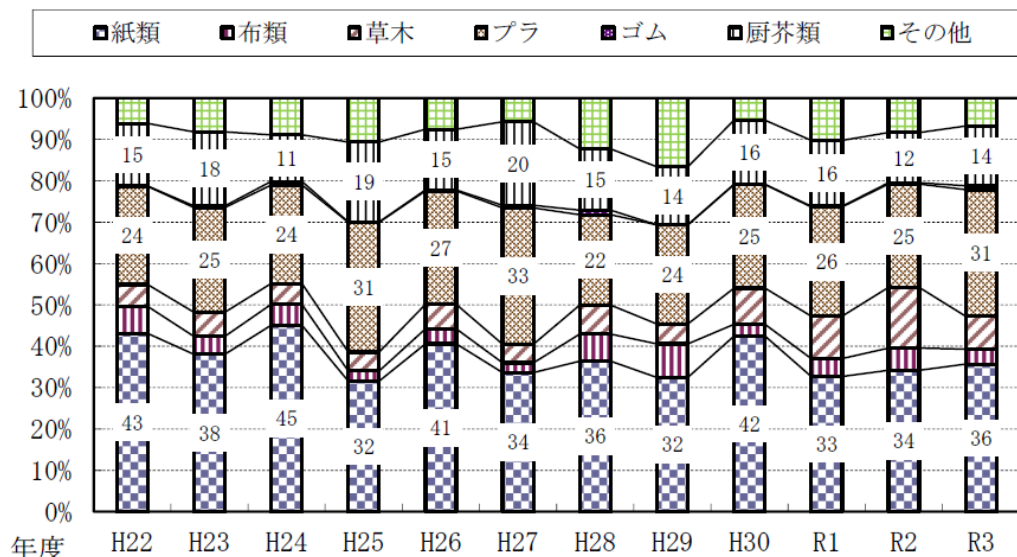
②脱プラスチック（Renewable）の推進

近年、海洋へのプラスチックごみの流出による地球規模での環境汚染が懸念される中、令和元（2019）年 6 月、G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

国内では、令和 3（2021）年 6 月にはプラスチック資源循環促進法が成立し、循環型社会形成推進基本法において廃棄物処理・資源循環の原則として掲げられた 3R(Reduse・Reuse・Recycle)に加え、プラスチックを再生素材や再生可能資源に切り替える「Renewable」を原則とし、プラスチックのライフサイクル全体を通して、資源循環を促進する方針が示されました。

本市では、プラスチック類は可燃ごみとしての収集及びリサイクルステーション等での回収を行っており、可燃ごみ中のプラスチック類が占める比率は 22%から 33%程度となっています（図 5-11）。海岸漂着物の約 8 割が山間部や市街地のごみが河川を經由して海域に流入しているとも言われており、内陸県である本県においても無関係ではなく、発生抑制対策として使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進と併せて、プラスチックのリサイクル体制の構築によりプラスチックごみの減量化及び再資源化を推進していく必要があります。

⁴⁵ 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、分別収集適合物の再商品化促進のための措置を講じ、一般廃棄物の減量や再生資源の利用等を通じて生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。



出典：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和4(2022)年度、富士吉田市)

図 5-11 平成22(2010)年度以後の可燃ごみの種類別組成

③ごみ減量に関する啓発活動の推進

本市は令和4(2022)年度に富士吉田市一般廃棄物処理基本計画⁴⁶を改定し、令和18(2036)年度を目標に、ごみ排出量を令和3(2021)年度比11%以上削減となる14,591t以下、1人1日当たりのごみ排出量を令和3(2021)年度比6%以上削減となる882g/人・日以下にすることとし、目標達成に向けての取り組みを進めています。

そして、本市は富士吉田市一般廃棄物処理基本計画に取り組むとともに、資源物回収の周知徹底、イベント開催時等でのエコバックの配布によるレジ袋の辞退促進、生ごみ処理機購入費の一部補助、小学4年生対象の施設見学等、ごみ排出量の低減に向けた啓発活動を推進してきました。

令和2(2020)年度全国のごみ(一般廃棄物)排出量は4,167万t(前年度4,274万t、2.5%減)、1人1日当たりのごみ排出量は901g(前年度918g、1.9%減)となっています。

表5-9に3Rの取り組みベスト3を示します。1人1日当たりのごみ排出量の最も少ない地域は、人口10万人未満が332.2g、人口10万人以上人口50万人未満が616.1g、人口50万人以上が758.9gであり、ごみ排出量は人口の少ない地域のほうがより低くなる傾向が見られました。

図5-12に本市ごみ排出量の推移を示します。本市のごみ排出量は、平成26(2014)年度以降やや減少傾向となっており、令和2(2020)年度のごみ総排出量は16,885t、そのほとんどが可燃物という状況です。また、図5-13に示すとおり、1人1日当たりのごみ排出量は972gとなっており、山梨県平均と同等ですが全国平均を上回る結果となっています。全国平均を上回る要因としては、富士山世界遺産登録後における観光客数の増加等によるものと推測されます。

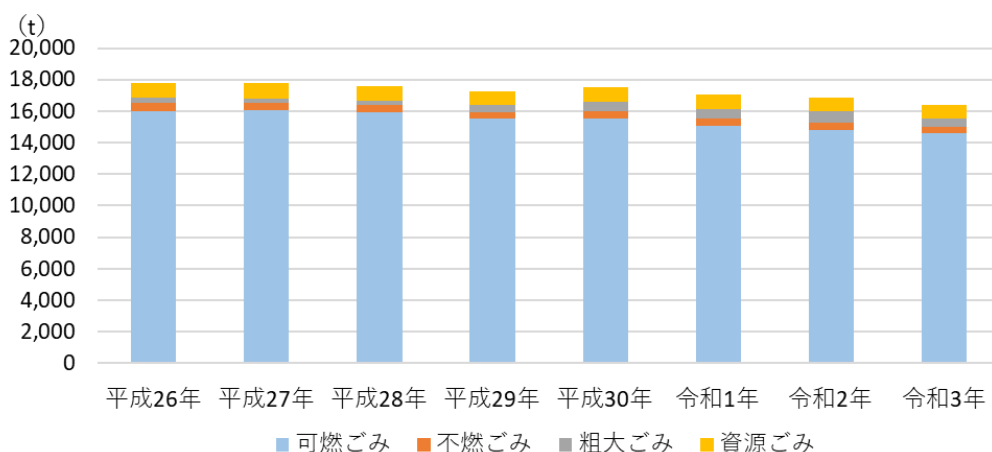
今後の目標達成に向けてより一層の減量化及び資源化を推進するため、新たな資源品目の検討等の取り組みが必要となっています。

⁴⁶ 一般廃棄物処理基本計画：市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類及び分別の区分、適正な処理及びこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

表 5-9 3Rの取り組みベスト3(令和2(2020)年度)

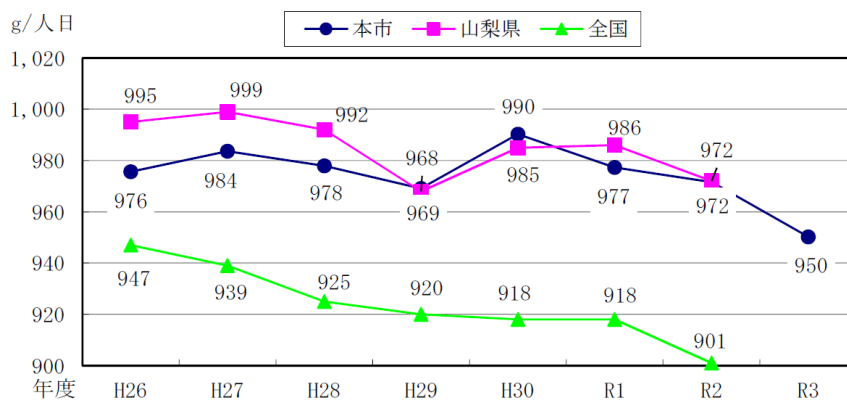
	人口10万人未満	人口10万人以上 50万人未満	人口50万人以上
リデュース (1人1日当たりの ごみ排出量) 全国: 901 g/人日	1. 長野県 川上村 332.2 g/人日 2. 長野県 南牧村 333.2 g/人日 3. 徳島県 神山町 368.9 g/人日	1. 静岡県 掛川市 616.1 g/人日 2. 東京都 日野市 648.1 g/人日 3. 東京都 小金井市 655.2 g/人日	1. 京都府 京都市 758.9 g/人日 2. 愛媛県 松山市 763.2 g/人日 3. 東京都 八王子市 768.1 g/人日
リサイクル (リサイクル率 (注4))	1. 鹿児島県 大崎町 83.1 % 2. 徳島県 上勝町 81.0 % 3. 北海道 豊浦町 74.3 %	1. 神奈川県 鎌倉市 52.7 % 2. 東京都 小金井市 46.0 % 3. 岡山県 倉敷市 44.3 %	1. 千葉県 千葉市 28.5 % 2. 東京都 八王子市 26.7 % 3. 愛知県 名古屋市 26.5 %
エネルギー回収 (ごみ処理量当たりの 発電電力量) 全国: 307 kWh/トン	1. 大阪府 東大阪都市清掃施設組合(第五工場) 2. 茨城県 水戸市(水戸市清掃工場(ごみ焼却施設)) 3. 兵庫県 神戸市(港島クリーンセンター)		752 kWh/トン 716 kWh/トン 698 kWh/トン

出典：環境省



出典：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和4(2022)年度、富士吉田市)

図 5-1 2 本市のごみ排出量の推移



出典：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和4(2022)年度、富士吉田市)

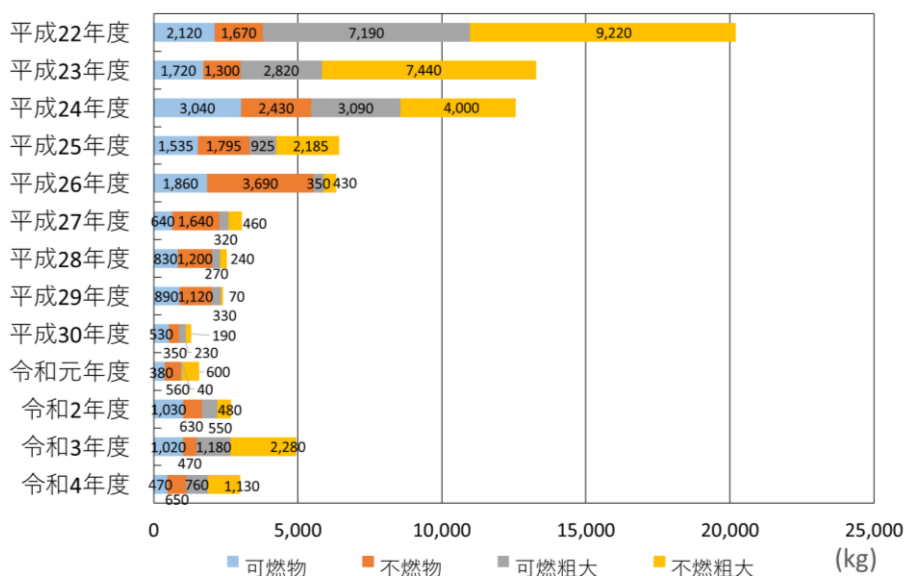
図 5-1 3 本市、全国及び山梨県のごみ排出量原単位の実績

④不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄は地域の景観悪化だけでなく、その廃棄物に含まれる有害物質の影響により、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭等の環境汚染を生じ、我々の健康や暮らしに様々な影響を与えます。また、不法投棄物の撤去・処理には莫大な費用も必要になります。

そのため、本市は、不法投棄物の撤去だけでなく、不法投棄防止のための監視パトロール、不法投棄に関する標識・看板の設置等の不法投棄防止のための対策や、県・警察などの関係行政機関と協力し、不法投棄者の特定・指導を行うなど、不法投棄防止のための活動を行ってきました。

図 5-14 に不法投棄物撤去量の推移を示します。平成 22 (2010) 年度には 20,200 kg の不法投棄物が撤去されていますが、その量は大幅に減少し、平成 30 (2018) 年度の撤去量は 1,300 kg まで減少しましたが近年はやや上昇傾向となっており、不法投棄は後を絶たない状態です。また、市民意識調査では、「不法投棄物を目にすることがない」ということが「重要度が高いが満足度が低い」結果となっており、不法投棄を撲滅し、良好な生活環境を形成するために、今後も市民、事業者、関係行政機関と連携し、よりいっそう不法投棄防止活動を推進することが重要になってきます。



出典：富士吉田市環境美化センター

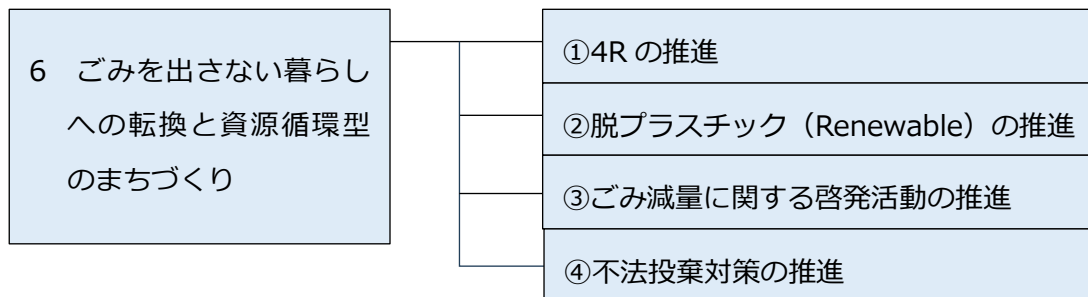
図 5-14 不法投棄物撤去量の推移

【施策の体系】

基本目標6「ごみを出さない暮らしへの転換と資源循環型のまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

■施策の基本方向



【各主体の役割】

①4Rの推進



施策の基本方向①「4Rの推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
4Rの推進	市民	ごみ減量の意識を持ち、ごみ減量をより一層進めましょう。
		ごみはルールに従ってきちんと分別しましょう。
		環境家計簿 ⁴⁷ を活用し、ごみの排出量を把握しましょう。
		買物の際はマイバッグ(買物袋)を持参していきましょう。
		過剰包装を辞退しましょう。
		包装の簡素化など、ごみ減量に関する取り組みの優れた店舗を利用しましょう。
		物を大切に長く使いましょう。
		耐久性のあるものを選び、故障しても修理(リペア)して使いましょう。
		再使用できるものを選んで購入しましょう。
		トレーや紙パックなどのリサイクルに協力しましょう。
		食品ロス対策に取り組みましょう。
		再使用・再資源化しやすい商品を選んで購入しましょう。
		石鹸作りなど、廃食用油の再利用に取り組みましょう。
	事業者	マイバッグ持参者に対する値引きの実施など、利用客にマイバッグの持参を呼びかけましょう。
		過剰包装をしないようにしましょう。
		商品を簡易包装にする、または包装紙などを使わないようにしましょう。
		ゼロエミッション ⁴⁸ に取り組みましょう。
		流通段階での梱包を必要最小限にしましょう。

⁴⁷ 環境家計簿：家庭の活動による温室効果ガスの排出実態を把握するもの。環境家計簿の基本的な構成は、家庭で使う電気、ガス、水道、ごみ、ガソリンなどの量にCO2排出係数を掛けてCO2の量に換算する形式。

⁴⁸ ゼロエミッション：人間の経済活動による自然界への排出をゼロにする仕組みを構築すること。

施策の 基本方向	主体	目標達成のための取り組み
4 R の 推 進	事業者	トレーや紙パックの回収推進に取り組みましょう。
		食品ロス対策に取り組みましょう。
		再使用・再資源化しやすい商品の開発・販売に努めましょう。
		デポジット制度 ⁴⁹ の導入に取り組みましょう。
		産業廃棄物の処理を最終処分場まで、責任を持って管理しましょう。
		容器包装リサイクル法、家電リサイクル法 ⁵⁰ など、新たな法制度に基づく分別収集、再資源化を果たしましょう。
		書類の簡素化、両面コピーにより、紙資源の使用量を削減しましょう。
		再生紙の利用を進めましょう。
		リサイクル製品を積極的に購入しましょう。
	市	事業実施の際は、ごみの発生量を減らします。
		レジ袋の辞退や過剰包装の自粛を呼びかけます。
		食品ロス対策、生ごみ堆肥化の啓発・推進を行います。
		家電、自動車、パソコンなど、リサイクル制度の啓発を行います。
		環境美化センターの適切な維持管理を行います。
		ごみの有料化を推進・継続します。
		プラスチックのリサイクル体制の構築を図ります。
		リサイクルステーションの設置を推進します。
		学校給食の食品ロスを減らし廃食用油の再利用を推進します。
		資源物回収体制の見直しを検討します。
		資源ストックヤード施設の整備拡充を検討します。
	滞在者	ごみ減量の意識を持ち、ごみ減量をより一層進めましょう。
		ごみはルールに従ってきちんと分別しましょう。
		買物の際はマイバッグ(買物袋)を持っていきましょう。
		過剰包装を辞退しましょう。
		包装の簡素化など、ごみ減量に関する取り組みの優れた店舗を利用しましょう。
		再使用・再資源化しやすい商品を選んで購入しましょう。

⁴⁹ デポジット制度：「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する制度。

⁵⁰ 家電リサイクル法：一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

②脱プラスチック（Renewable）の推進



施策の基本方向②「脱プラスチック（Renewable）の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
脱プラスチック（Renewable）の推進	市民	レジ袋やポリ袋の使用を減らしましょう。
		プラスチック以外の代替品や再生プラスチック製品を選びましょう。
		使い捨てプラスチック製品の使用を減らしましょう。
		詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選びましょう。
		マイボトルを利用しましょう。
	事業者	プラスチック製品を代替品に転換しましょう。
		使い捨てプラスチック製品の使用を避けましょう。
		製品や梱包材へのプラスチックの使用を削減しましょう。
	市	公共施設での給水スポット ⁵¹ の設置等ペットボトル削減の取り組みを検討します。
		イベントにおける使い捨てプラスチック容器の削減に取り組みます。
		プラスチックのリサイクル体制の構築を図ります。
		資材調達時にはできるだけプラスチック代替品を採用します。
	滞在者	レジ袋やポリ袋の使用を減らしましょう。
		プラスチック以外の代替品や再生プラスチック製品を選びましょう。
		使い捨てプラスチック製品の使用を減らしましょう。
		詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選びましょう。
		マイボトルを利用しましょう。

写真：富士吉田市環境美化センター



リサイクルステーション



⁵¹ 給水スポット：気軽に使える水飲み場や、無料でマイボトルなどへ水を補充できる給水機などのある場所のこと。

③ごみ減量に関する啓発活動の推進



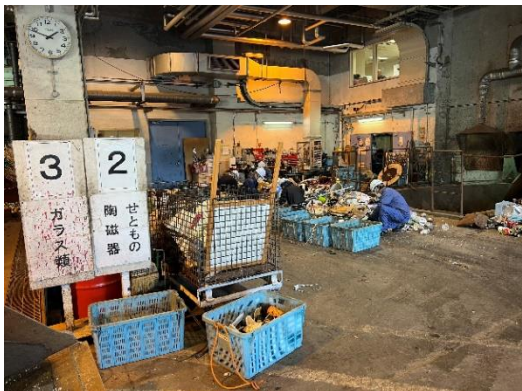
施策の基本方向③「ごみ減量に関する啓発活動の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
ごみ減量に関する啓発活動の推進	市民	自治会などの資源物集団回収に協力しましょう。
		ごみの減量・分別等のイベントを開催しましょう。
		地域の祭り等のイベント開催においては、ごみの減量を推進しましょう。
		イベント等に参加する際は、ごみの減量・分別に協力しましょう。
	事業者	自治会などの資源物集団回収に協力しましょう。
		社員へのごみ減量に関する啓発を行いましょう。
		販売促進などのイベントを開催する際は、ごみの減量を推進しましょう。
		廃棄物の減量化、リサイクルに向けた推進体制を整備しましょう。
	市	資源物回収の周知徹底を図ります。
		職員へのごみの減量に関する啓発を行います。
		イベント開催時のごみ減量を推進します。
		プラスチックのリサイクル体制の構築を図ります。
		ごみ減量・分別に関する講座の開催など、ごみ減量に関する啓発活動を行います。
	滞在者	イベント等に参加する際は、ごみの減量・分別に協力しましょう。

写真：ビン分別作業



写真：不燃ごみ分別作業



施策の基本方向④「不法投棄対策の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
不法投棄対策の推進	市民	不法投棄物を見つけたら、市などに通報しましょう。
		土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないよう自衛策を講じましょう。
	事業者	不法投棄の監視パトロールに協力しましょう。
		土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないよう自衛策を講じましょう。
	市	不法投棄の監視パトロールを行います。
		不法投棄物の撤去を行います。
		標識・看板等の設置や広報による不法投棄の防止を図ります。
	滞在者	不法投棄物を見つけたら、市などに通報しましょう。

写真：不法投棄防止看板



《基本目標 7》安全で安心なまちづくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

①安全な歩道確保

本市は安全な歩道を確保し、市民や観光者が歩きやすい環境を創出するために、歩道の整備・バリアフリー化、積雪時の通学路確保、歩行者休憩用のポケットパークの整備などの取り組みを行ってきました。

また、都市計画マスタープラン⁵²では、市街地と観光交流拠点を結び歩行者の回遊性、快適性を確保する歩行者ネットワークの形成、適正な交通規制を検討するとともに、植樹帯の整備、ポケットパークの整備、歩道の舗装等により安全で快適な歩行者空間の創出、無電柱化による歩行空間の確保等についても取り組むこととしています。

図 5-15 に平成 24 (2012) 年から令和 4 (2022) 年までの全国の状態別人口 10 万人当たり交通事故死者数の推移を示しています。平成 24 (2012) 年以降、交通事故死者数は減少傾向にあり、平成 24 (2012) 年の 3.46 人/人口 10 万人が令和 4 (2022) 年には 2.06 人/人口 10 万人まで減少し、警察庁が昭和 23 (1948) 年に統計を開始して以降、最少の交通事故死者数となっています。

一方、状態別死亡者数で比較すると、平成 24 (2012) 年は歩行中の死亡者が最も多く 1.28 人/人口 10 万人 (全体の 37.0%)、次いで自動車乗車中の 1.12 人/人口 10 万人 (全体の 32.4%)、令和 4 (2022) 年の歩行中死亡者数は 0.76 人/人口 10 万人 (全体の 36.9%)、自動車運転中の死亡者は 0.69 人/人口 10 万人 (全体の 33.5%) となっており、平成 24 (2012) 年以降、歩行中の死亡者数が最も多い状態で推移しています。

そのため、児童・生徒、高齢者や障がい者にも使いやすく、市民が安心して生活を営み、快適に過ごせるよう、今後も様々な取り組みを行っていくことが重要であります。

⁵² 都市計画マスタープラン：地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにし、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立する計画。

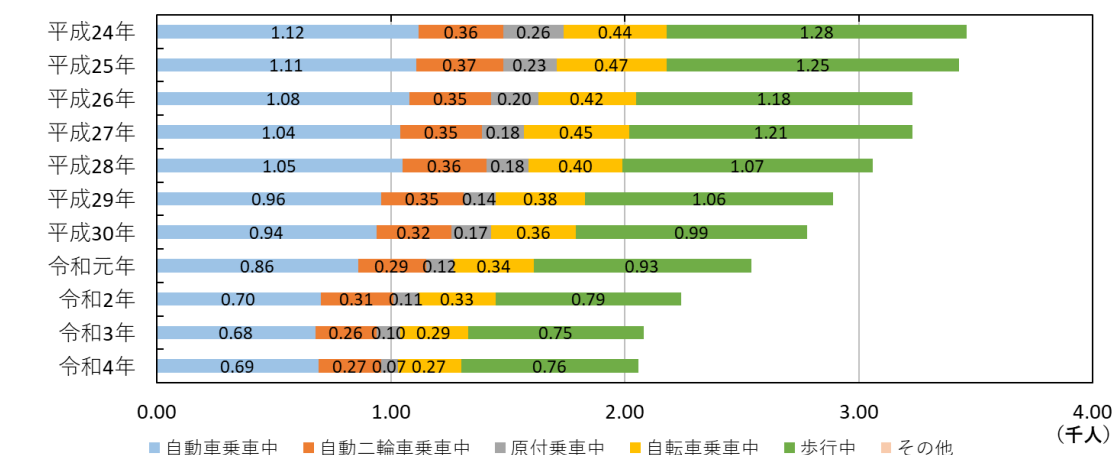


図 5-15 全国の状態別人口 10 万人当たり交通事故死者数の推移

②低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減

全国の光化学オキシダント環境基準⁵³達成率は極めて低い水準にあり、本市も同様に光化学オキシダントについては環境基準非達成となっています。

光化学オキシダントの発生原因には自動車排ガスがあげられており、本市では公用車への低公害車の導入、公共交通の充実のための自動運転 EV バス実証実験、富士山マイカー規制の実施期間延長に対する働きかけ等、自動車排ガス等による大気への環境負荷を低減するための取り組みを行ってきました。

そこで、大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、県は大気汚染防止法に基づき、大気の常時監視を行っています。一般環境大気測定局⁵⁴10 地点と自動車排ガス測定局⁵⁵2 地点が県内に設けられており、本市もその中の 1 地点(吉田局)に該当しています。

図 5-16 に大気測定地点及び測定項目を示します。吉田局では二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質の常時監視を行っています。

表 5-10 に大気汚染に係る環境基準、表 5-11 に令和 3 (2021) 年度の大気汚染に係る環境基準の達成状況を示します。測定項目は二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質であり、それぞれに基準が設定されています。

令和 3 (2021) 年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質において全局で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントは全局非達成となっています。

本市は比較的標高差がある地域特性を有するため、市内の移動はほとんどの場合、自家用車の使用となっています。しかし、自動車排ガスは光化学オキシダントの移動発生源となるだけではなく、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の移動発生源にもなっています。

⁵³ 環境基準：環境基本法(1993)の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。大気汚染に関しては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質に環境基準値が設定されている。

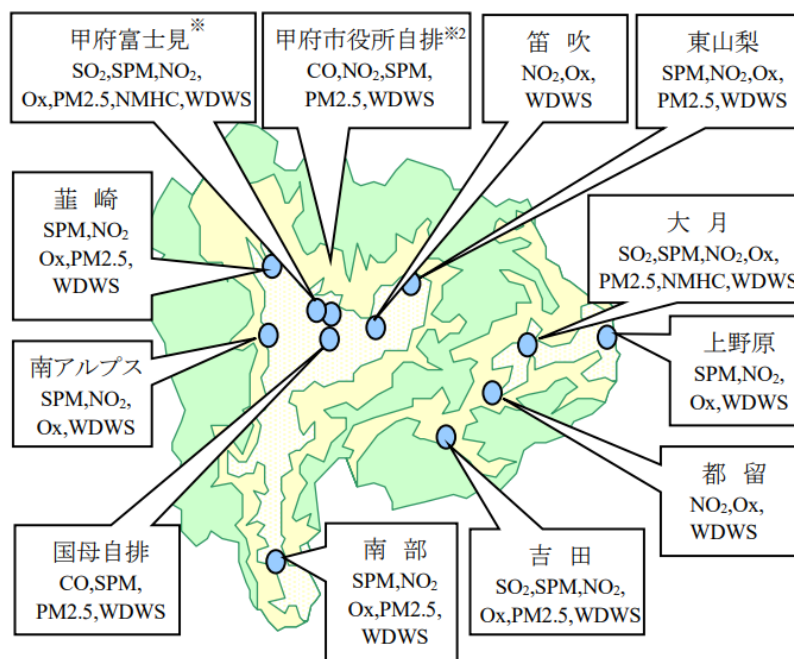
⁵⁴ 一般環境大気測定局：住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置された測定局

⁵⁵ 自動車排ガス測定局：交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞等の自動車排ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気常時監視を目的に設置された測定局。

本市の自動車登録台数を図 3-14(第3章第9節)、表 3-9(第3章第9節)に示します。平成 27(2015)年以降、自動車登録台数に大きな変化は見られず、令和 3(2021)年の登録台数は 41,448 台となっています(内訳は乗用車登録台数 23,404 台、二輪含む軽乗用車 18,044 台)。

自家用車の使用を控え、徒歩、自転車使用者、公共交通機関の利用者を拡大させるためには、歩道の整備や、公共交通機関の利便性を高めることが重要になってきます。また、政府は「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(グリーン成長戦略)」において、2035 年までに国内での乗用車の新車販売で電動車 100%を実現する目標を明記しており EV 等の電動車の導入が進んでいくと見込まれることから、排気ガスを排出しない EV(電気自動車)に転換していくことも環境負荷の低減効果が期待できます。

図 5-17 に富士山駅乗降者人員の推移を示します。平成 24(2012)年度以降は 53 万人～63 万人で推移していましたが、コロナ禍により令和 2(2020)年度以降大幅に減少した後、やや回復傾向にあります。富士山の世界遺産登録やインバウンド観光の進展などにより、今後も観光客等の増加が見込まれます。そのため富士山環境の整備を推進するとともに、公共交通機関の充実を図っていくため、社会課題である運転手不足を解消する自動運転 EV バスの社会実装が課題となっています。



備考) SO₂:二酸化硫黄、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、
NO₂:二酸化窒素、O_x:光化学オキシダント、PM2.5:微小粒子状物質、
NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速

※衛公研局から名称変更(H22.4.1～)

※2:県庁自排から移設(H29.12.28～)

出典:やまなしの環境 2022(令和4(2022)年度版)

図 5-16 大気測定地点及び測定項目

表 5-10 大気汚染に係る環境基準

環境基準項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂) ⁵⁶	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO) ⁵⁷	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) ⁵⁸	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂) ⁵⁹	1時間値の平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント ⁶⁰	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ⁶¹	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が、35μg/m ³ 以下であること。

出典：やまなしの環境 2022(令和4(2022)年度版)

表 5-11 令和3(2021)年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

環境基準項目	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
測定局数	3	2	10	11	10	8
達成測定局	全測定局	全測定局	全測定局	全測定局	無し	全測定局
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	10局中10局	11局中11局	10局中0局	8局中8局

出典：やまなしの環境 2022(令和4(2022)年度版)

⁵⁶ 二酸化硫黄：腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

⁵⁷ 一酸化炭素：無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

⁵⁸ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒径10μm以下の粒子状物質。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。

⁵⁹ 二酸化窒素：赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

⁶⁰ 光化学オキシダント：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。二酸化窒素を除く。

⁶¹ 微小粒子状物質：粒径2.5μm以下の粒子状物質。ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出されたものが大気中で反応生成してできた硫酸塩、硝酸塩、揮発性有機化合物から生成した有機炭素粒子などがある。

【有効測定局】

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

【評価方法】

《短期的評価》

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

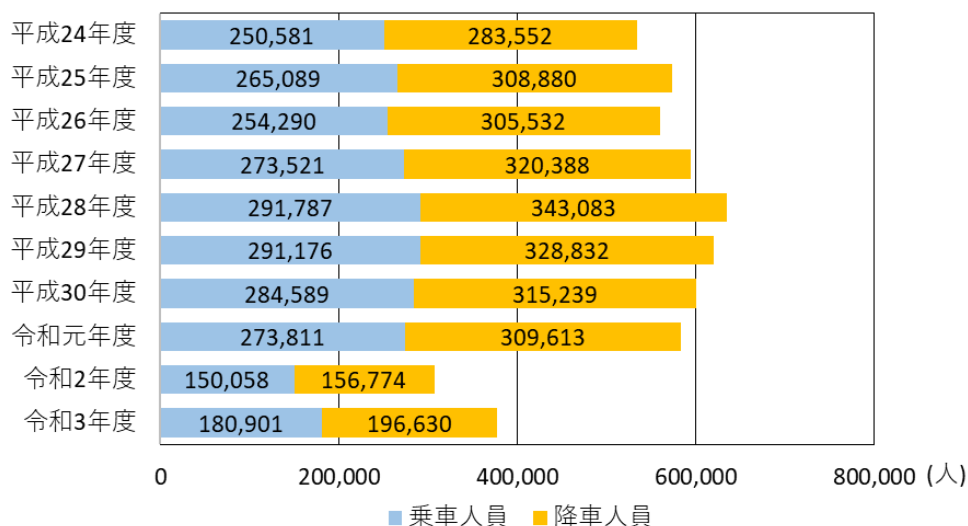
《長期的評価》

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

二酸化窒素は1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目にあたる値を環境基準と比較して評価を行う。

微小粒子状物質は長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値を短期基準（1日平均値）と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。



出典：統計ふじよしだ(令和4(2022)年度版)

図 5-17 富士山駅乗降者人数の推移

③災害に強いまちづくり（気候変動への適応）

近年、豪雨や高温の頻度の増加など極端現象が増えており、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症、洪水、土砂災害リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予測されています。

平成 27(2015)年に「気候変動の影響への適応計画」、平成 30(2018)年に「気候変動適応法」が制定され、地球温暖化対策は、従来からの温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)の 2つの対策を車の両輪として計画的かつ総合的に推進することとなりました。気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）に全力で取り組むことはもちろんのこと、将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要です。

気候変動の予測に関する情報の収集・更新と関係機関との共有に努めると共に、住民や事業者への情報提供により変わりゆく状況への備えの意識を高め、市民や事業者の適応行動を促すことが必要です。

また、災害時に防災拠点となる市役所をはじめ、避難場所となる公園・広場、災害時に中長期的に避難所として利用される学校体育館や各種公共施設、大規模災害時における重要な機能を持つ施設を中心に、防災拠点機能の強化、防災資機材等の整備、環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステム（太陽光発電及び蓄電池など）の導入によるエネルギー供給力の充実を図る必要があります。

写真：トイレトレーラー



富士吉田防災ラジオ（個別受信機）

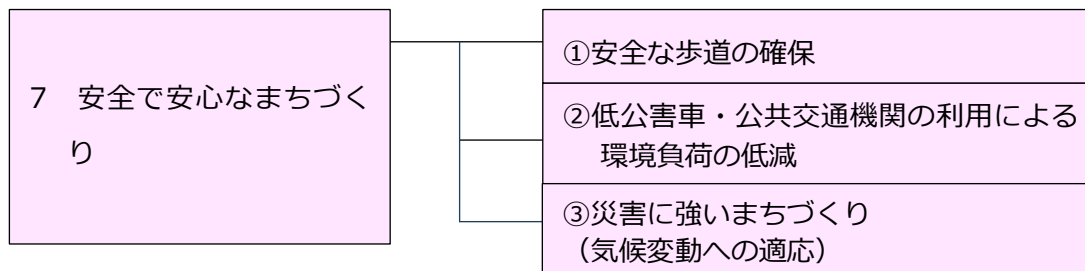


【施策の体系】

基本目標 7「安全で安心なまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

■施策の基本方向



【各主体の役割】

①安全な歩道の確保



施策の基本方向①「安全な歩道の確保」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
安全な歩道の確保	市民	歩行者を優先した車の運転をしましょう。
		歩行者の通行の妨げとなる迷惑駐車をしないようにしましょう。
		歩行者の通行の妨げとなるごみの出し方(ステーション)の見直しを行いましょう。
	事業者	歩行者を優先した車の運転をしましょう。
		歩行者の通行の妨げとなる迷惑駐車をしないようにしましょう。
		道路上に歩行者の通行の妨げとなる看板や商品を設置しないようにしましょう。
	市	歩道を整備するとともに、バリアフリー化を推進します。
		歩行者の通行の妨げとなるごみの出し方(ステーション)の見直しを行います。
		積雪時でも安全に歩ける通学路を確保します。
		歩行者が休憩するポケットパークを整備します。
	滞在者	歩行者を優先した車の運転をしましょう。
		歩行者の通行の妨げとなる迷惑駐車をしないようにしましょう。

②低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減



施策の基本方向②「低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
低公害車・公共交通機関の利用による環境負荷の低減	市民	近距離の移動に際しては、徒歩・自転車を利用しましょう。
		公共交通機関を利用しましょう。
		相乗りを心がけましょう。
		マイカーを購入する際は、低公害車を優先的に選びましょう。
		マイカーを運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを心がけましょう。
		駐車場におけるルール(前向き駐車など)を守りましょう。
	事業者	近距離の移動に関しては、徒歩・自転車を利用しましょう。
		相乗りを心がけましょう。
		業務用車両を購入する際は、低公害車を選びましょう。
		車を運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを心がけましょう。
		共同輸送等物流の効率化に取り組みましょう。
	市	公共交通の充実を図ります。
		公用車から率先して低公害車を導入します。
		公用車におけるアイドリングストップ、エコドライブを行います。
		富士山のマイカー規制の拡充を検討します。
		タウンズニーカーのEV化を検討します。
		富士山に環境負荷の少ない自動運転EVバスの導入を検討(県や周辺市町村との調整・連携)します。
		公用車へのEV等の導入を図ります。
		EV普及のための施策を検討します。
	滞在者	公共交通機関を利用しましょう。
		相乗りを心がけましょう。
		マイカーを運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを心がけましょう。
		駐車場におけるルール(前向き駐車など)を守りましょう。

写真：自動運転 EV バスの実証実験



富士急行線



③災害に強いまちづくり（気候変動への適応）



施策の基本方向③「災害に強いまちづくり（気候変動への適応）」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
災害に強いまちづくり (気候変動への適応)	市民	気候変動による災害リスクを理解し日頃からの備えをしましょう。
		防災ラジオ・防災アプリ等による情報入手に努めましょう。
		災害時の連絡方法を家族等と相談しましょう。
		日頃からフェーズフリー ⁶² を意識しましょう。
	事業者	気候変動による災害リスクを理解し日頃からの備えをしましょう。
		環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を検討しましょう。
		事業所の防災機能の強化を図りましょう。
		自社や他社の取り組みの共有等により地域の特性に合った対策を強化しましょう。
	市	環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステム（太陽光発電及び蓄電池など）の導入を図ります。
		避難所や庁舎の防災機能の強化を図ります。
	滞在者	旅行等の際は天気予報を確認し大雨等が見込まれる場合は、計画を見直しましょう。

写真：避難所用テント



避難所用移動式蓄電池



⁶² フェーズフリー：普段から使用しているものやサービスを、平時だけでなく非常時にも役立てるという考え方。

関連する
SDGs



【現状と課題】

①景観に配慮したまちづくり

富士山麓の美しい自然環境に育まれ、富士信仰や甲斐絹の優れた歴史、文化的風土に恵まれた本市はかけがえのない景観資源に満ち溢れた都市景観を形成しています。

このような自然景観、歴史・文化景観、市街地景観と多様な景観資源を有する本市において、平成25(2013)年6月の富士山世界文化遺産の登録や、地域住民の景観保全に対する意識が醸成される中、平成28(2016)年3月に「富士山を未来にひきつぐおもてなし景観創造まちづくり」を目標像に進めていくため、富士吉田市景観計画・富士吉田市景観条例を策定・施行しました。

本計画では、市域の全域のうち、演習場エリアを除く区域を景観計画区域として定め、さらに、地域ごとの特色に合った景観とするため、図5-18のとおり、景観計画区域を4種類の地域(市街地景観ゾーン、里地・里山景観ゾーン、山並み景観ゾーン、富士山麓景観ゾーン)に分け、景観形成に関する方針などを設けています。

また、上記のゾーニングや景観形成基準に加え、一定規模以上の建築行為や開発行為に対し、行為の着手前に届出を求め審査・勧告することができるようになりました。

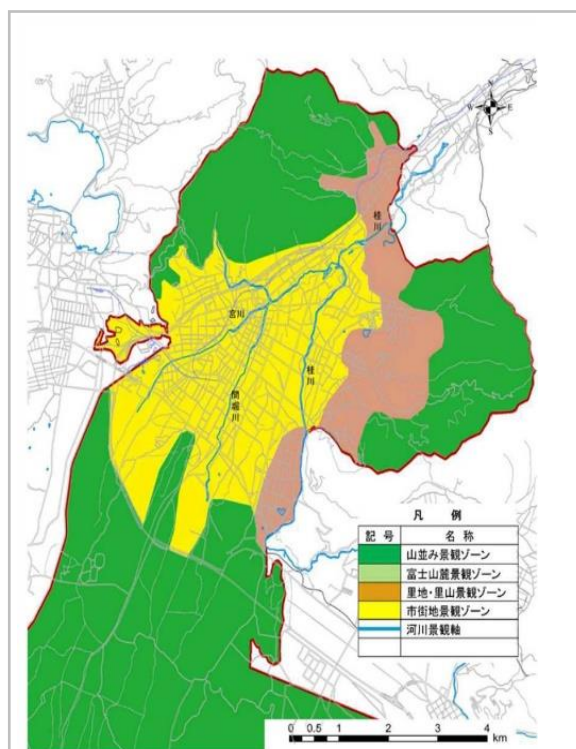
この事前審査では、「景観誘導基準に沿った色彩が計画されているか」、また、「周辺の景観と調和したデザインが採用されているか」という点についてチェックしています。

これにより、富士山景観はもとより、周辺環境と調和した景観の推進及び誘導ができるようになりました。

本市では、富士山眺望点である新倉山浅間公園の整備、街路沿道景観整備としての電線の地中化を進めています。

景観は風景であり、人の営みとの関わりの中に生きています。日常的な生活の場面、お祭りなどのイベント、その人々の行動と背景となる風景が溶け合って景観が形成されています。

このような景観を、「継承」「保全」「創造」「育成」していくために、今後も継続して市民、事業者、市及び滞在者等が協働で富士山の麓にふさわしい景観の形成に努め、景観に配慮したまちづくりを一人ひとりが関心を持ち取り組むことが重要です。



出典：富士吉田市景観計画

図 5-18 景観計画区域区分

②公害の防止

近年、ライフスタイルの変化に伴い、自動車排ガスによる大気汚染、騒音、振動問題、生活排水による中小河川の汚濁、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下等、1人ひとりの日常生活や社会経済活動に起因する都市・生活型公害が発生しています。

都市・生活型公害の発生源は、個々には小さく、移動し、分散するといった発生源対策のみでは十分に対応しきれない場合も多く、都市的機能の利用を制限しなくてはならない場合があります。

また、汚染の発生者とその被害を受ける者が、ともに同じ都市的機能の利便を享受している場合も多く、都市的機能の公益性を損なわずに、その利用に伴う環境負荷の増大を防止しなければならないという困難な対応が必要となる場合もあります。

そのため、本市は、野焼きの禁止、市民からの苦情対応、浄化槽の適正管理の周知、生活排水の適正処理等の悪臭対策、工場・事業場への立ち入りや設備の適正管理、排出基準の順守等、公害の監視や指導、また、河川水質調査、地下水水質調査、騒音調査、本市の環境負荷データの公表等の環境調査による現状把握を行ってきました。

平成 11（1999）年の騒音規制法⁶³の改正により、本県は平成 13（2001）年から、自動車騒音の影響がある道路に面する地域に係る環境基準⁶⁴の達成状況を把握するため自動車騒音の常時監視を行っています（平成 24（2012）年度から市の委託業務）。

表 5-12 に平成 29（2017）年度の本市に該当する路線の自動車騒音常時監視結果（面的評価⁶⁵）を示します。評価を行ったのは 8 路線 10 区間であり、3,815 戸の住居等のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）ともに環境基準を達成していたのは 3,765 戸（98.7%）となっています。

図 5-19 に本市に寄せられた年度別公害苦情構成比の推移を示します。令和 4（2022）年度の苦情件数は 34 件であり、大気汚染に関する苦情が 18 件と最も多く、次いで「その他」が 14 件、悪臭が 12 件となっています。

公害のない快適な生活を営むことができるまちを形成するため、今後も環境調査、公害苦情への対応、工場・事業場への指導等を継続的に実施していく必要があります。

写真：桂川（大明見橋付近）



宮川（富士見町付近）



⁶³ 騒音規制法：工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

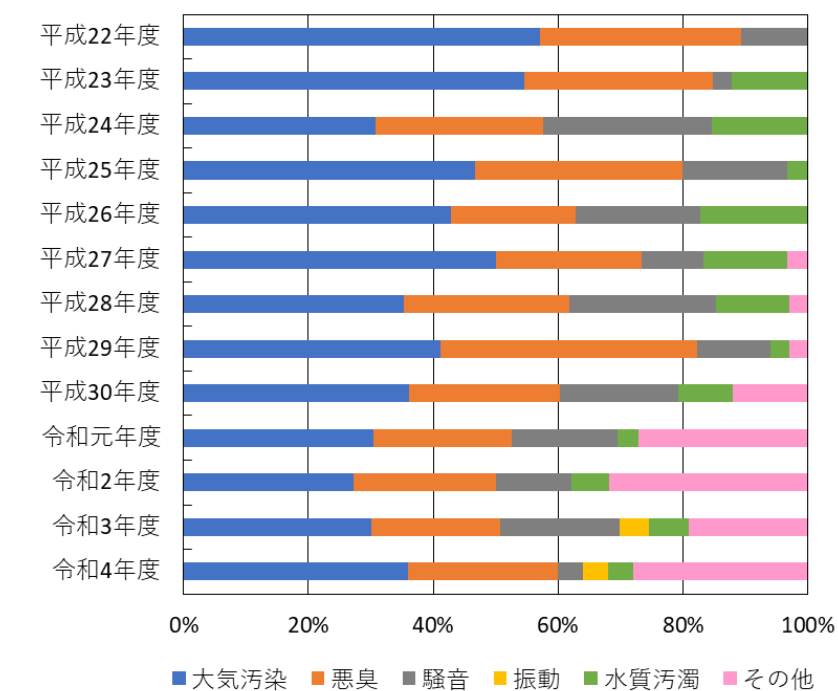
⁶⁴ 道路に面する地域に係る環境基準：騒音に係る環境基準の中でも、道路に面する地域は異なる環境基準が適用される。環境基準値は巻末の資料編参照。

⁶⁵ 面的評価：環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点において等価騒音レベル(LAeq)の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う。

表 5-12 令和4（2022）年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

評価対象道路・路線名	評価対象区域	住居等 戸数	昼夜基準 達成戸数	基準達 成率
中央自動車道富士吉田線	富士吉田市上暮地～富士吉田市新倉	627	546	87.1
一般国道137号	富士吉田市上吉田6丁目10～富士吉田市新倉	445	561	99.1
一般国道138号	富士吉田市上吉田～富士吉田市上吉田	232	193	83.2
一般国道139号	富士吉田市新西原5丁目6～富士吉田市富士見6丁目12	526	526	100.0
一般国道139号	富士吉田市中曽根1丁目3～富士吉田市上暮地5丁目13	830	807	97.2
下吉田停車場線	富士吉田市新町2丁目6～富士吉田市下吉田3丁目35	67	67	100.0
新田下吉田線	富士吉田市小明見～富士吉田市下吉田3丁目6	619	619	100.0
山中湖忍野富士吉田線	富士吉田市大明見～富士吉田市下吉田	57	37	64.9
山中湖忍野富士吉田線	富士吉田市下吉田6丁目24～富士吉田市中曽根1丁目6	113	110	97.3
富士吉田市道新倉南線	富士吉田市中曽根1丁目1～富士吉田市新西原4丁目11	299	299	100.0
合計		3,815	3,765	98.7

出典：「やまなしの環境 2022（令和4（2022）年度版）」（山梨県）



出典：富士吉田市環境政策課

図 5-19 公害苦情年度別構成比の推移

③緑化の推進

本市の都市計画に基づき整備された公園、街路樹等の公共の緑、住宅や施設内の緑地等は、自然環境の保全や、二酸化炭素の吸収源及び酸素の供給を行い、都市環境を快適にする機能を有しています。そして、都市公園⁶⁶は良好な都市環境を提供し、市民の安らぎの場となるだけでなく、災害時の避難場所としての役割も担っています。

そこで、市は、緑化を推進するため、広域的な公園緑地整備、市街地の公園緑地整備、花のまちづくり活動の推進、災害対策として、防災機能を持つ空間の整備・確保、市内公園の点検等の取り組みを行ってきました。

本市の市民1人当たりの都市公園面積を表 5-13、本市公園一覧を表 5-14に示します。本市には富士北麓公園を含め9箇所の都市公園(総面積 342,321m²)と25箇所の準都市公園があります。市民1人当たりの都市公園及び準都市面積は10.23m²であり、全国の10.8m²、山梨県の11.5m²に近い値となっています。

また、山梨県都市公園条例の県民1人当たりの都市公園(国又は市町村が設置するものを含む。)敷地面積標準の十平方メートル以上と比較しても、近い値となっています。

そのため、既存公園の維持・管理を継続的に行い、また、レクリエーション、自然環境学習、防災機能等、地域の用途に合わせた整備・活用を行っていく必要があります。

表 5-13 都市公園等の整備状況(R3.3.31)

区分	1人当たりの都市公園面積(m ² /人)
全国	10.8
都道府県※	12.5
政令市	6.9
山梨県	11.5
富士吉田市※※	10.23(都市・準都市公園) 14.06(全公園)

※都道府県は全国から政令市を除いた分。

※※内訳：都市公園面積 7.17m²/人、準都市公園面積 3.06m²/人

⁶⁶ 都市公園：基本的に、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園や都市公園も含まれる。

表 5-14 市内公園施設一覧

種別	名称	面積 (m ²)	種別	名称	面積 (m ²)
都市公園	金鳥居市民公園	2,143	準都市公園	城山公園	2,128
	赤坂児童公園	1,397		城山 3 号公園	4,699
	桂川河川公園	7,149		田端 1 号公園	489
	塩釜公園	1,578		田端 2 号公園	335
	西原南公園	7,852		田端 3 号公園	336
	みずほ公園	3,775		田端 4 号公園	204
	堂地堀公園	1,711		田端 5 号公園	451
	丸ヶ丘公園	716		お茶屋町 1 号公園	244
	県立富士北麓公園	316,000		お茶屋町 2 号公園	53
				お茶屋町 3 号公園	116
準都市公園	月江寺公園	3,048		新西原 4 丁目公園	899
	弁天公園	1,105	自然公園	富士散策公園	74,836
	新倉山浅間公園	42,925		諏訪の森自然公園	140,906
	幸町児童公園	348	その他	富士見公園	7,100
	西原運動公園	7,771		富士山レーダードーム公園	8,072
	熊穴公園	483		明見湖公園	17,559
	旭町東公園	2,106		富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園	41,800
	明見せせらぎ公園	354		城山東農村公園	8,215
	中央まちかど公園	873		桜公園	854
	ことぶき公園	1,091		こぶし公園	368
	熊穴安らぎ公園	326		富士見孝徳公園	8,150
	小原公園	550		-	-
	虹ヶ丘公園	371			

出典：富士吉田市道路公園課

写真：新倉山浅間公園

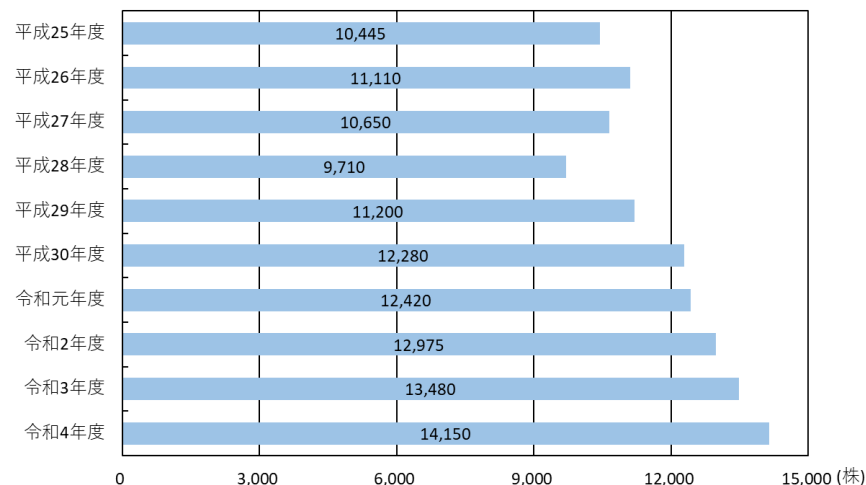


諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）



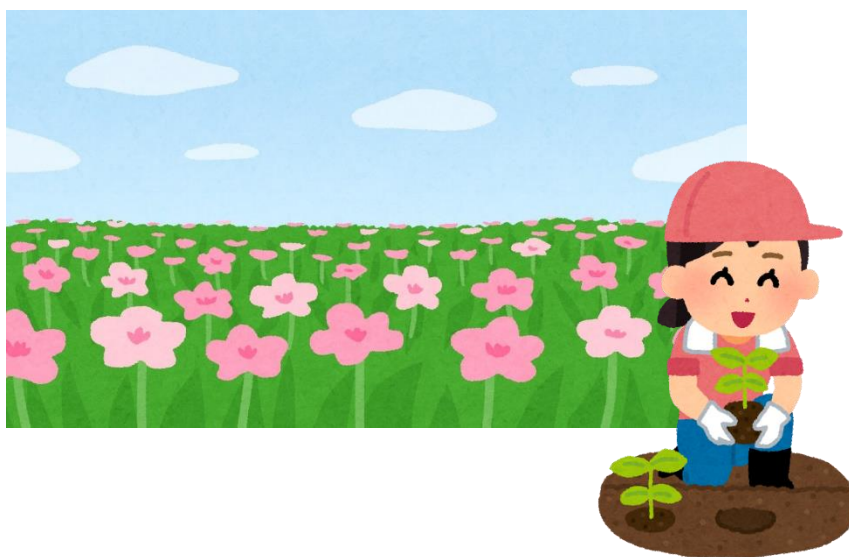
本市は地域の美化推進と豊かな自然に親しめる環境づくりを目的に「花のまちづくり活動」を支援し、各自治会や市内保育園、小中学校に花の苗を配布しています。図 5-20 に花のまちづくり事業支援状況の推移を示します。

本市はマリーゴールド、サルビア、アゲラタム等の苗を配布し、令和 4（2022）年度の配布苗数は 14,150 株となっています。平成 28（2016）年度以降、配布苗数は毎年増加しており、本市の支援事業が浸透していることがわかります。



出典：富士吉田市環境政策課

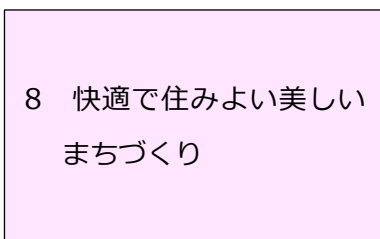
図 5-20 花苗の配布数



【施策の体系】

基本目標 8「快適で住みよい美しいまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標



■施策の基本方向

- ①景観に配慮したまちづくり
- ②公害の防止
- ③緑化の推進

【各主体の役割】

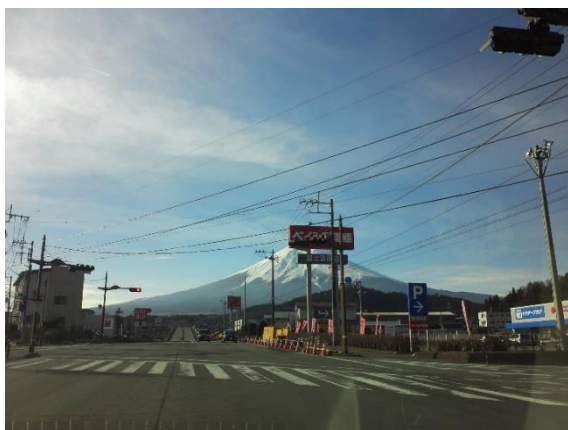
①景観に配慮したまちづくり



施策の基本方向①「景観に配慮したまちづくり」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の 基本方向	主体	目標達成のための取り組み
景観に 配慮した まちづくり	市民	住宅の新築・改築の際は周辺景観との調和に配慮しましょう。
		市や地域でのまちづくり活動に協力しましょう。
	事業者	建築物などの新築・改築の際は、地域の景観形成に寄与するよう、デザインや色彩などに配慮しましょう。
		市や地域でのまちづくり活動に協力しましょう。
		富士吉田市景観条例を遵守しましょう。
	市	富士山の眺望を意識したまちづくりを推進します(景観計画、街路樹、街路灯等)。
		富士山眺望点である新倉山浅間公園を整備します。
		富士山麓の山林景観を保全します。
		地域の特徴ある街路沿道景観を整備します。
		電柱・電線の地中化を検討します。

写真：電線地中化前



電線地中化後



②公害の防止



施策の基本方向②「公害の防止」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
公害の防止	市民	日常生活の騒音、振動、悪臭で近隣の人に迷惑をかけないように配慮しましょう。
		野焼きを行わないようにしましょう。
		空き地の適正な管理を行いましょう。
		浄化槽の適正な管理を行いましょう。
		河川や側溝などの定期的な清掃に努めましょう。
		自治会などで、環境問題解決に向けてのルール作りや、話し合いを行いましょう。
	事業者	排出ガスの適正処理や粉塵の発生抑制を図りましょう。
		野焼きを行わないようにしましょう。
		法令に基づく届け出を行い、大気汚染物質の排出基準を守りましょう。
		悪臭に関する法律規制等を守り、悪臭発生を防止しましょう。
		土壌汚染に係る環境基準を守りましょう。
		化学薬品の使用と処理は適切に行い、事業所敷地内の汚染防止を図りましょう。
		農薬や化学肥料などは適切に使用しましょう。
		近隣住民の生活時間帯に配慮した作業を行いましょう。
		法令に基づく届け出を行い、騒音、振動を防止しましょう。
		事業所や建設現場での低騒音・低振動型の機械使用や工法を導入しましょう。
		地下水のくみ上げ抑制等により、地盤沈下を防止しましょう。
		空き地の適正な管理を行いましょう。
		事業活動における環境負荷データを公表しましょう。
		事業活動を行う地域と協力し、環境問題解決に向けてのルールづくりや、話し合いを行いましょう。
	市	公害の監視・指導を行います。
		法令に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止の助言を行います。
		浄化槽の法令に基づく点検と清掃による適正な維持管理を周知します。
		定期的に環境測定調査(騒音、河川水質等)を実施し、結果を公表します。
		市の事業活動における環境負荷データを公表します。

写真：神田堀川(月江寺付近)



③緑化の推進



施策の基本方向③「緑化の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
緑化の推進	市民	家庭内緑化に努めましょう。
		地域の緑化推進に取り組ましましょう。
		公共施設等の維持管理に協力しましょう。
	事業者	開発を行う際は、自然の緑を残しましょう。
		開発を行う際は、緑地帯を設けましょう。
		地域の緑化推進に取り組ましましょう。
		公共施設等の維持管理に協力しましょう。
		事業所敷地内及び屋上の緑化を推進しましょう。
	市	市街地において、公園・緑地などを配置・整備します。
		広域的に公園・緑地を整備します。
		公園・緑地整備への市民参加を推進します。
		花のまちづくり活動を推進します。
		防災機能を持つ空間(街路・広場・公園など)の整備、延焼遮断帯の整備など、オープンスペースを確保します。
		市内の公園を再点検します。
		市民の憩いの場となる施設の整備を推進します。
		公園ごとに个性的で魅力ある利用を推進します。
		公共施設等の整備を行う際には、自然の緑を残します。
		公共施設等の整備を行う際には、緑地帯を設けます。

写真：富士山の眺望景観

